

春日井市乳がん検診運営会議設置要綱

(設置)

第1条 市が実施する乳がん検診（乳房エックス線検査（マンモグラフィ検査）及び乳房超音波検査（エコー検査））（以下「検診」という。）について、検診の実施体制の構築、検診の画像の読影等について必要な意見を得るため、春日井市乳がん検診運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 検診の運営方針の策定に関すること。
- (2) 検診を行う検査実施者の資格に関すること。
- (3) 検診の画像の読影及び管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、検診の実施について必要なこと。

(委員等)

第3条 会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 一般社団法人春日井市医師会の代表
- (2) 一般社団法人春日井市医師会が推薦する医師
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する

委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。